

会 議 録

| | |
|-------|--|
| 会議の名称 | 平成 25 年度 第 7 回飯塚市公立保育所・幼稚園あり方検討委員会 |
| 開催日時 | 平成 25 年 12 月 3 日（火）午後 4 時 30 分～午後 5 時 45 分 |
| 開催場所 | 飯塚市役所 本庁 4 階 研修室 |
| 出席委員 | 渡邊美智子 委員長・福間一志 委員・河原信子 委員・白山勝也 委員 石井啓子 委員・上野裕美 委員・西村亜矢香 委員 |
| 欠席委員 | 竹内節子 委員 |
| 事務局職員 | 高倉孝こども・健康部長・田原洋一子育て支援課長・城戸信比古子育て支援課長補佐 近藤桂子保育指導主幹補・松岡貴章総務係長 |
| 会議内容 | <p>（委員長）</p> <p>只今から「平成 25 年度第 7 回飯塚市公立保育所・幼稚園あり方検討委員会」を開催いたします。それでは、「公立保育所の民間移譲に伴う法人募集要項について」及び「選定評価基準について」は関連がありますので一括して議題とします。事務局から説明をお願いします。</p> <p>（事務局）</p> <p>「民間移譲に伴う法人募集要項」と「移譲申込書」と「選定評価基準」に区切って説明し、質疑を行なっていただきたいと考えておりますのでよろしくお願いたします。</p> <p>現在、相田保育所を民営化するための条例改正議案を 12 月定例議会に上程しており、この議案が可決されることで相田保育所の民営化が正式に決定し、移譲先法人の募集を行うこととなります。</p> <p>従いまして、本日の委員会で募集要項等の決定をしていただきまして、議会で条例改正議案の議決後に、市報やホームページへの掲載準備を進めていくこととなりますので、あらかじめご了承をお願いいたします。</p> <p>資料 1 をご覧ください。移譲先法人の選定及び決定方法（案）についてご説明いたします。</p> <p>基本的には、昨年度と変更点はございません。募集期間は後ほど資料 2 でご説明いたしますが、2 月 3 日～2 月 28 日で募集を行ない、委員の皆様には応募法人の書類審査から始まり、2 の応募法人が運営する施設の現地視察を 3 月中旬に、3 の応募された法人による保護者へのプレゼンテーションを行なっていただき、これに同席していただいて保護者の意見感想を踏まえて、4 の応募法人に対するヒアリングを 4 月上旬にお願いしたいと考えております。</p> <p>5 の応募法人の採点評価方法については、(3) ①のとおり選定評価基準の審査項目ごとに、委員の皆さんで意見交換を行なっていただきまして、採点をお願いしたいと考えております。</p> <p>②では、集計点数の最上位者で決定することと、400 点の 7 割に満たない、280 点未満は不採択とすることとしております。このことについては、募集要項の中で決定をお願いいたします。</p> |

6の会議の公開についてですが、移譲先法人の選定及び決定に係る審査は非公開でお願いすべきと考えております。

資料7 相田保育所の民営化に伴う要望調査結果をご覧ください。法人募集要項につきましては、従来から保護者へのアンケート調査を実施しまして、その調査結果等を踏まえ、策定していただいております。

相田保育所保護者へのアンケート調査につきましては、10月29日から11月7日までの期間で実施し、回収率は54.9%となっております。

集計結果としましては、「移管先法人に望むこと」は①「朝の開所」に関しまして、殆どの方が「現在のまま」と回答され、②「夕方の開所」については「現在のまま」が60%ということで、「もっと遅く」の40%を上回っております。次に③「望まれる新たな保育サービス」については「ある」と回答された方が60%で、中でも「延長保育」や「休日保育」を望まれる方が多いという結果となっております。

次に④「行事」につきましては、「変えないで」と回答された方が62%に対して、「変えてほしい」という方は7%という結果でした。⑥「名称」につきましては、「相田保育園」と「どちらでも可」というのが同数となっております。なお、⑤「行事以外で変えてほしいこと」の内容も含めて「記入部分のまとめ」、「その他要望等」につきましては、3ページ以降にまとめております。内容の説明は省略させていただきます。

以上のようなアンケートの結果でございましたが、集計結果につきましては、これまで民営化を行ってきました保育所の保護者へのアンケート結果とほぼ同じような内容となっております。

多くの保護者の方は、基本的には民営化後もこれまでどおりの保育を望まれる一方で、延長保育や休日保育の実施など、保育サービスの充実を望まれる方が多い結果となっております。

このようなアンケート結果を踏まえまして、法人募集要項（案）を作成いたしております。

次に、資料2「法人募集要項」についてご説明いたします。

相田保育所を平成27年度から民営化し、保育所運営を行なっていただく社会福祉法人等を募集するための要項です。

昨年度、枝国保育所の民営化にあたって策定していただきました募集要項と大きな変更点はございません。

- 1、移譲する保育所の名称、所在地及び定員
- 2、移譲年月日
- 3、応募資格の(1)につきましては、以前は「子育て支援を行なっている NPO 法人」も対象としておりましたが、これまでの民営化で応募された団体はなかったことや、子育て支援センターの委託先の対象としたことから、昨年度の枝国保育所民営化の募集要項の対象からは除外することといたしました。今回も同様に NPO 法人は除外しております。
- 4、応募手続の(3)募集期間は平成26年2月3日（月）から2月28日（金）までの1ヵ月間としております。

この募集開始に合わせまして、説明会も開催する予定にしております。
また、募集期間で申込がない場合は、応募資格の範囲を福岡県内に変更した上で再度募集を行なう必要があると考えております。

5、選考方法等の(1)につきましては、資料1で説明させていただいたとおりです。

(2) 審査基準概要につきましては①から⑤まで前回の枝国保育所民営化の募集要項と同様に変更はしておりません。これらの項目についての評価を行なうために、応募者には申込書の中で「保育所運営に関する調書」を作成していただくこととなります。後ほど申込書の添付書類の部分で説明をさせていただきます。

(3) 移譲先法人の決定につきましては、資料1で説明させていただいたとおりです。

(4) 選考結果については、文書により通知します。4月下旬を予定しています。

(5) 審査前に委員に直接、間接を問わず連絡を求め、または接触した場合は、審査を行うことなく審査対象から除外します。

次に別紙1「飯塚市立相田保育所移譲にあたっての諸条件」をご説明いたします。

この諸条件につきましても、昨年の枝国保育所民営化の内容から大きな変更点はございません。

「1. 移譲の方法」の(1)で「建物は無償譲渡とします」としてありますが、これにつきましては、移譲をしようとする建物の不動産鑑定評価額が、平成17年4月に初めて民営化した横田保育所の不動産鑑定評価額を上回る場合は、その超える額をもって有償譲渡とし、超えない場合は無償譲渡としているところでございます。

今回の相田保育所につきましては、現在、不動産鑑定評価を依頼中であり、この結果を受けた後に財産管理審議会で承認を得た上で、正式に決定したいと考えております。

また、(2) 土地につきましては、これまでと同様「有償貸付」とし、現時点での貸付料を記載しております。

(3) 備品は原則として無償譲渡とします。

次に、「2. 保育所運営について」(1)から(3)までの部分は前回枝国保育所民営化の募集要項と変更はありません。(4) 職員について(引継ぎ)について①のところ、定員規模に応じて引継ぎ保育での職員派遣日数を決めさせていただいております。資料4「引継に係る派遣職員の人件費助成について」をご覧ください。1月までの引継期間で保育所の行事の運営方法等を中心に引継を行なっていただくために、民営化する定員規模によって職員の派遣日数に差をつけさせていただいております。相田保育所の場合は120人定員ですので、1月までの期間で延88日とし、臨時職員の日額単価7,080円で算出した額620,000円を助成金の額としております。

別紙1の下から2行目部分で、2月から3月の期間は開所日1日あたり2名以上を配置することとし、これに要する人件費等については法人の負担でお願いしております。

②保育士は、4年以上の経験を有する方を1/3以上配置していただくこと。③相田保育所で勤務する臨時保育士を積極的に採用し、保育の連続性に努めていただくこと。④移譲後の保育所運営を円滑に行なうため施設長は、移譲時に在園中の園児が卒園するまで、おおむね5年間は交代しないことをお願いしております。

(5)では運用財産として1,000万円以上の預金を有していること。を条件とさせていただいております。

別紙2 選定評価基準につきましては、この募集要項に含めて公表いたしておりますが、後ほど資料6で実際の評価で使用していただく配点と併せて説明をさせていただきますので、ここまでの部分で質問ご意見等をお願いしたいと思います。

(委員長)

「民間移譲に伴う法人募集要項」についての説明が終わりましたがご質問やご意見はありませんか。

(委員)

資料2の選考方法等の中で(5)の「審査前に委員に直接、間接を問わず連絡を求め、または接触した場合は審査の対象から除外します。」とありますが社会福祉法人の保育園をしている当事者なので毎月園長会等で会う機会がありますが、審査に入っているかどうかお尋ねします。

(事務局)

実際に審査に入る段階からは接触は控えていただきたい。募集期間については問題ありません。

(委員)

審査の中に私が入っているということですか。

(事務局)

応募された場合は審査の中には入れませんが、そうでない場合は問題ありません。

(委員)

資料7の要望調査結果は応募法人に公開するのですか。

(事務局)

募集要項及び選考資料として考えていたのですが、応募法人に対して公開する方向で検討します。

(委員)

応募資格の中で仮に応募法人がなかった場合は応募資格を福岡県内に広げるとのことですが、筑豊地区等、段階的にするのですか。それとも一気に福岡県内まで広げるのですか。

(事務局)

引継保育の期間を少しでも長く確保できるように、段階的にではなく福岡県まで広げて募集を行なうべきと考えます。

(委員)

資料2の別紙1 諸条件の1. 移譲方法のところ、飯塚市私立保育協会からも要望していますが、建物は無償譲渡、土地は有償貸付とありますが、全国的に見ても民営化はほとんどの場合、土地についても無償譲渡としています。まして平成17年の横田保育所が基準となっていることも納得がいきません。できれば、すべて無償にしていたらと思います。有償の場合でも期限がありませんので、有償の期限を決めていただけたらと思います。

(事務局)

土地につきましては保育所の「安定的な運営」という点で市の土地のままの方がいいだろうと考え、有償貸付としております。民営化後、何年で譲渡ということは今後、検討が必要かと思われます。

(委員長)

昨年の民営化の申込法人が1法人だけだったということですが、この諸条件のハードルが高かったということですか。

(事務局)

法人の考え方によると思います。1法人1施設のところもあれば、1法人が複数の施設を運営しているところもあります。

(委員長)

他にご意見、ご質問はありませんでしょうか。

それでは続けて「移譲申込書」について事務局から説明をお願いします。

(事務局)

それでは資料3「移譲申込書」をご覧ください。

申込書についても昨年度、枝国保育所の民営化で使用したものと変更点はございません。

1枚目が申込書で、添付書類として1～12番までの書類提出をお願いしております。このうち1～4番までの様式を次の1ページから10ページまでで様式を指定させていただいております。以下5番から12番までは指定様式はありません。

1ページをご覧ください。(1)で法人の沿革などを含めた、法人の概要を(2)は法人の役員構成を記載していただくものです。

2ページは、法人が現在運営している施設の職員配置状況を記載していただくものです。2園運営されている場合は2園分出していただくことになります。

3ページは、移譲を受けた場合の雇用予定を記入していただくもので、次のページに記載例を示しております。

4、5ページは、移譲を受けた場合の資金予算書案を作成していただくものです。

6～10ページまでの運営に関する調書については募集要項の(別紙2)選定評価基準の項目に対応する形で設問を設定しております。

1、基本的事項では(1)申請の理由、(2)保育所を運営するにあたっての基本方針等を記載していただくものです。

2、職員体制等では(1)児童・保護者の不安への対応した円滑な引き継ぎ、(2)保育の連続性に努める姿勢、(3)職員の採用配置計画、(4)職員の資質向上の取り組みを記載していただくものです。

3、児童の処遇では(1)保育課程の編成、(2)保育の内容、(3)障がいのある子どもの保育、(4)小学校との連携、(5)事故への対応、(6)食育の取り組み、(7)アレルギー児童への対応、(8)乳幼児突然死症候群への対応、(9)虐待等への対応、(10)保護者との連携、(11)地域との連携、(12)特別保育事業の実施、(13)保育行事の継続性、(14)人権保育の推進について記載をしていただくものです。

4、管理運営等では(1)安全・衛生管理、(2)非常災害等への対応、(3)情報の提供、(4)個人情報の保護、(5)苦情への対応、(6)特色ある取組等について記載していただくものです。

12,13 ページは添付書類等を作成していただく上での参考資料です。

14 ページは募集説明会後に質問がある場合はこの様式でお出しいただくこととさせていただきます。

以上が、申込書類についての説明でございます。ここまでの部分で質問ご意見等をお願いしたいと思います。

(委員長)

「移譲申込書」についての説明が終わりましたが、ご質問やご意見はございませんか。

(委員)

今現在で、相田保育所の引継保育士の数は、何人を予定しているのですか。

(事務局)

定員の規模によって市の方で検討させていただいておりますが、相田保育所については8名の引継保育士を考えております。

(委員長)

他にご質問等はございませんか。

それでは、続けて説明をお願いします。

(事務局)

資料6をご覧ください。募集要項で公表する選定評価基準と同じ内容ですが、配点の欄を実際に採点していただくときにわかりやすいようにしたものです。

昨年度、枝国保育所の民営化の時に、区分1基本的事項と2職員体制等はそれまで5項目であったものを4項目に整理していただいておりますので、その分に差し替えさせていただきました。

審査項目は申請書類の番号と対応する形にいたしております。

申請書や参考書類の内容に加えて、保護者プレゼンテーションやヒアリングを基に、採点評価をお願いすることになります。

資料5は、過去の民営化での移譲先と経過年数をまとめたものを参考までにつけさせていただきます。

以上が、選定評価基準についての説明でございます。ここまでの部分で質問ご意見等をお願いしたいと思います。

(委員長)

説明が終わりましたが、ご質問やご意見等はございませんか。

(委員)

選定評価基準の中の3.(4)の「小学校との連携が積極的に行っているか。」とありますが、私立幼稚園の場合は実際に行っている内容が小学校の5年生が園に遊びに来てくれて園児と関わってくれることぐらいで、本当の関わりというのは教師同士とかになるのではないかと悩んでいるのですが、飯塚市の保育所はどういう取り組みをし

ているのかお聞かせ願います。

(事務局)

先程言われたように、小学生が保育体験というのはどこもしていると思います。後は近くの学校に行って一緒に遊んでいるというような取り組みをしているところもあります。公立の場合はその地区の学校の先生に来ていただいて運筆指導をしていただくとかはあります。園に来ていただいて一緒に遊ぶというのが主になると思います。

(委員)

基本的事項の中で、保育所の運営実績と過去に移譲を受けているかどうかについては、60点の配点の中でも重視すべき項目にしてよいのではないですか。

(事務局)

審査項目と区分配点はこのままで、実際に審査をしていただく中で、そのような評価をしていただければよいと考えます。

(委員長)

他にご質問等はございませんか。

それでは皆さんにお諮りします。

この件につきましては、事務局説明のとおりということでご異議はありませんか。

(異議なし)

(委員長)

ご異議もないようですので、この件については、そのように決定いたします。

次に、「その他」(1)子育て支援センター事業運営委託団体募集要項について事務局から報告をお願いします。

(事務局)

この募集要項につきましては、前回の委員会で決定をいただいておりますが、新たに委託先を募集する場合は昨年と同様に、委託料の予算を確定した上で進める必要があることが判明したため、募集期間を1月に延期させていただきました。

これにより、募集要項中段あたりに記載しております(3)募集期間を1月6日(月)から20日(月)までとし、応募説明会は1月9日(木)に行なうこととさせていただきました。最終行に記載の選考結果は2月に予定といたしました。

以上報告を終わります。

(委員長)

報告が終わりましたが、ご質問やご意見等はございませんか。

(質問・意見なし)

ご意見もないようですので、この件につきましては、事務局説明のとおりご了解をお願いします。

最後に次回委員会の開催について、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

次回の委員会開催日程について、ご説明いたします。

次回の委員会では、子育て支援センター委託団体よりプレゼンテーションを行っていただき、その後ヒアリング、選考、決定をお願いすることになります。

| | |
|-------------------------|---|
| | <p>子育て支援センターの募集期間を1月6日から1月20日までとしておりますので、1月29日から2月5日の間にお願いしたいと考えております。</p> <p>相田保育所民営化に伴う今後の大まかなスケジュールといたしましては、先程も若干ご説明いたしましたが、3月3日以降、3月末までに応募法人が運営する施設の現地視察及び応募法人による保護者へのプレゼンテーションを行う予定ですので、3月3日以降、3月末までに2回、その後、4月上旬に応募法人へのヒアリング、選考、決定のための委員会を2回程度開催していただきたいと考えております。</p> <p>このスケジュールは2月中に応募法人があった場合に限りです。応募法人がなかった場合は募集を福岡県内に広げまして再度募集を行いますので、その分ずれる事になります。</p> <p>具体的な日程につきましては、次回の委員会で来年の3月から4月にかけての皆さんのご都合をお尋ねし、都合4回の委員会開催日を決めさせていただきたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。</p> <p>年度末から年度初めにかけての大変お忙しい時期になるかと思いますが、移譲先法人決定に係る大事な委員会となりますので、ご協力のほどよろしくお願いたします。以上で説明を終わります。</p> <p>(日程調整)</p> <p>(委員長)</p> <p>それでは、次回の委員会は1月29日(水)午後1時00分から開催したいと思しますので、よろしくお願いたします。</p> <p>ほかに何もなければ、これもちまして、第7回委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。</p> |
| <p>会議資料</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・移譲先法人の選定及び決定方法(案) ・飯塚市立相田保育所の民間移譲に伴う法人募集要項 ・飯塚市立保育所移譲申込書 ・引継ぎに係る派遣職員の人件費助成について ・飯塚市内私立保育園一覧表 ・選定評価基準 ・相田保育所の民営化に伴う要望調査結果 |
| <p>公開・非公開の別</p> | <p><input checked="" type="checkbox"/> 1 公開 2 一部公開 3 非公開</p> <p>(傍聴者なし)</p> |
| <p>その他 (非公開理由等)</p> | |